

第441回山口地方最低賃金審議会(議事要旨)

- 1 日 時 令和6年8月5日(月) 14時45分～16時05分
- 2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室
- 3 出席者 公益代表委員 5名
労働者代表委員 5名
使用者代表委員 5名

4 議 題

- (1) 令和6年度山口県最低賃金の改正決定について
- (2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- (3) その他

5 議事概要

- (1) 令和6年度山口県最低賃金の改正決定について

山口県最低賃金の改正について、専門部会で議決された専門部会報告書の内容が伝達され、労働者側委員から「専門部会報告を尊重する」と意見が述べられ、使用者側委員から「専門部会報告の内容は受け入れがたい」との意見が述べられたのち、採決を行った結果、賛成多数(使用者側委員全員反対)により専門部会報告のとおり「時間額979円、効力発生日は令和6年10月1日とする」ことで結審し、会長から労働局長に答申された。

事務局より、本日、山口地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出の公示を行い、公示期間8月20日までに異議申出がされた場合、8月21日開催の審議会において異議申出に関する審議等を行う旨説明した。

- (2) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について

前回から継続審議となっていたところ、使用者側委員から「各特定最低賃金の関係使用者に本年の基礎調査結果を説明して意見を聞いた結果、すべての特定最低賃金について改正決定の必要性はあると判断するとの意見であった。」と説明があり、全会一致により4業種すべての特定最低賃金について改正決定の必要性ありとの結論に達し、会長から労働局長に答申された。

来年度以降の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議方法について次

回審議会で協議することとなった。

(3) その他

使用者側委員から「昨年度本省へ要望をお願いした中央最低賃金審議会の目安制度、地方最低賃金審議会の在り方の見直しについて対応はどうか」と質問があったため、事務局から「令和5年4月の目安制度の在り方に関する全員協議会報告で示された内容から特に変更点はない」と回答した。